固定資産の管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受験期間 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 公益財団法人  大阪府都市整備推進センター | 会計規程において、各会計年度１回以上、固定資産台帳と現物の照合を実施することを定めているが、本社、各駐車場、阪南事業所全てにおいて実施していなかった。 | 【是正を求めるもの】  　固定資産管理責任者は、各事業所に対して、固定資産台帳と現物の照合について周知徹底を図るよう指導されたい。  【会計規程】  （固定資産管理責任者）  第49条　固定資産の管理を統括するために固定資産管理責任者を置き、これに事務局長を充てる。  ２　固定資産管理責任者は、固定資産台帳を備えて固定資産の保全状況及び移動等について所要の記録を行わなければならない。  ３　固定資産管理責任者は、各会計年度１回以上、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、帳簿の整備を行わなければならない。  ４　重要な固定資産に毀損、滅失があった場合、固定資産管理責任者は、その原因及び状況を調査し、理事長に報告しなければならない。 | 事務局長（固定資産管理責任者）から各事業所に対し、固定資産台帳と現物の照合について、各会計年度１回以上実施するよう指示し、周知徹底を図った。平成26年度の照合は、平成27年２月に実施した。  今後とも、会計規程に基づき、固定資産の適正な管理に努める。 |